

# 第10期扶桑町分別収集計画

令和4年9月策定

## 1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産・大量消費・大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する全ての主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本町では、昭和52年度から家庭ごみの発生量の増大や最終処分場の残余容量のひっ迫を背景に、分別収集が開始された。

分別収集は、ごみを減量し、より正しく分別して排出するという住民の高い意識の中で、種類を増やしながらいまに至っている。

本計画はこのような状況の中、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号。以下「法」という。）第8条に基づいて一般廃棄物の相当の割合を占める容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、住民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用を図り、循環型社会の形成を図るものである。

## 2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向は、次のとおりである。

- ① ごみに対する意識改革  
ごみに対する住民の意識を改革し、循環型社会を目指す。
- ② ごみの発生抑制  
ごみの排出を抑制するため、生産・流通・消費活動を見直す。
- ③ リサイクル活動の推進  
リサイクルを基本とした地域社会を構築する。
- ④ 適正処理体制の確保  
ごみを適正に処理することにより、環境保全を図る。

## 3 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に見直す。

#### 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色・茶色・その他）、飲料用紙製容器、ダンボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

#### 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

[単位: t]

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	1, 122	1, 119	1, 115	1, 113	1, 111

#### 6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制のため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たり住民・事業者・再生業者が、それぞれの立場の役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

また、廃棄物減量等推進員によるリサイクル活動を推進する。

##### (1) 住民を対象とする行政の取組

- ・ 環境教育・啓発活動の充実

小学校における副読本等を活用した教育や地域住民のごみ処理施設の見学会を活用し、ごみ処理の状況についての情報を提供する。

さらに、ごみの排出抑制・分別排出・再生利用の意義及び効果・ごみの適切な出し方に関する啓発活動に積極的に取り組む。

##### (2) 事業者による取組

- ・ 過剰包装の抑制

扶桑町リサイクル推進協力店認定制度やごみゼロ社会推進あいち県民会議ごみゼロ推進店制度を活用し、スーパーマーケットや小売店での簡易包装を推進する。

- ・ 販売包装の有料化、買い物袋持参の徹底

レジ袋の有料化、マイバッグ持参の徹底などの普及啓発を行い、小売店での小売包装の抑制を行う。

- ・ リサイクル活動の推進

使い捨て容器の使用自粛や再生資源の利用等を積極的に推進し、ごみを減量し、リサイクル活動を推進する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分

(法第8条第2項第3号)

処理施設の状況、住民の協力度、再商品化計画等を総合的に判断し、容器包装廃棄物の種類及び分別の区分を次のように定める。

分別収集をする容器包装廃棄物	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器	スチール缶
主としてアルミ製の容器	アルミ缶
主として ガラス製の 容器	無色透明びん 茶色びん その他のびん
無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミが利用されているものを除く。)	飲料用紙パック
主としてダンボール製の容器	ダンボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	飲料用紙パック・ダンボール 以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製容器包装であって上記以外のもの	白色の発泡スチロール製の食品トレイ (以下「白色トレイ」という。)
	ペットボトル・白色トレイ以外のプラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

容器包装廃棄物の種類	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主としてスチール製の容器	24t		24t		24t		24t		24t	
主としてアルミ製の容器	12t		12t		12t		12t		12t	
無色のガラス製の容器	(合計) 66t		(合計) 66t		(合計) 66t		(合計) 66t		(合計) 66t	
	(引渡) 量	(燃費) 量 66 t	(引渡) 量	(燃費) 量 66 t	(引渡) 量	(燃費) 量 66 t	(引渡) 量	(燃費) 量 66 t	(引渡) 量	(燃費) 量 66 t
茶色のガラス製の容器	(合計) 38t		(合計) 38t		(合計) 38t		(合計) 38t		(合計) 38t	
	(引渡) 量	(燃費) 量 38 t	(引渡) 量	(燃費) 量 38 t	(引渡) 量	(燃費) 量 38 t	(引渡) 量	(燃費) 量 38 t	(引渡) 量	(燃費) 量 38 t
その他のガラス製の容器	(合計) 27t		(合計) 27t		(合計) 27t		(合計) 27t		(合計) 27t	
	(引渡) 量	(燃費) 量 27t	(引渡) 量	(燃費) 量 27t	(引渡) 量	(燃費) 量 27 t	(引渡) 量	(燃費) 量 27 t	(引渡) 量	(燃費) 量 27 t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	1 t		1 t		1 t		1 t		1 t	
主としてダンボール製の容器包装	48t		48t		48t		48t		48t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 1t		(合計) 1t		(合計) 1t		(合計) 1t		(合計) 1t	
	(引渡) 量	(燃費) 量 1 t	(引渡) 量	(燃費) 量 1 t	(引渡) 量	(燃費) 量 1 t	(引渡) 量	(燃費) 量 1 t	(引渡) 量	(燃費) 量 1 t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品で充てんするためのもの	(合計) 27t		(合計) 27t		(合計) 27t		(合計) 27t		(合計) 27t	
	(引渡) 量	(燃費) 量 27t	(引渡) 量	(燃費) 量 27t	(引渡) 量	(燃費) 量 27t	(引渡) 量	(燃費) 量 27t	(引渡) 量	(燃費) 量 27t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 139t		(合計) 139t		(合計) 139t		(合計) 139t		(合計) 139t	
	(引渡) 量	(燃費) 量 134t 5t	(引渡) 量	(燃費) 量 134t 5t	(引渡) 量	(燃費) 量 134t 5t	(引渡) 量	(燃費) 量 134t 5t	(引渡) 量	(燃費) 量 134t 5t
	(うち白色トレイ)	(合計) 5t	(合計) 5t	(合計) 5t	(合計) 5t	(合計) 5t	(合計) 5t	(合計) 5t	(合計) 5t	(合計) 5t
	(引渡) 量	(燃費) 量 5t	(引渡) 量	(燃費) 量 5t	(引渡) 量	(燃費) 量 5t	(引渡) 量	(燃費) 量 5t	(引渡) 量	(燃費) 量 5t
合 計	383t		383t		383t		383t		383t	

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物の量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み = 直近年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

人口変動率は、令和3年3月策定の「扶桑町都市マスタープラン」による計画人口に基づき、次のとおり設定した。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
34,993人 (対前年度比)	35,033人 (対前年度比)	35,071人 (対前年度比)	35,058人 (対前年度比)	35,047人 (対前年度比)
100.11%	100.11%	100.11%	99.96%	99.96%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制により行う。

また、営利を目的としない団体が行う集団回収は、現行の補助制度を継続して行う。

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

現在のステーション方式により、分別収集を行い、収集・運搬・中間処理等すべて業者に委託する方法により実施する。

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ・ 住民や事業者の意見を踏まえ、円滑に目的が達成できるように、扶桑町環境審議会や廃棄物減量等推進員会議から意見を聴取する。
- ・ ごみの出し方について、毎年発行の「年間行事予定表」に掲載するとともにスマホアプリ「さんあ〜る」を活用し、住民に分かりやすいルールづくりに配慮する。